

## 舞台芸術交流拠点等への誘客促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、舞台芸術交流拠点等への誘客促進事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、鳥の劇場及びその周辺の文化観光資源等を巡る旅行商品の造成を支援することにより、鳥取市鹿野町内の舞台芸術を核とした交流拠点エリアを県内外に向けて広く周知し、今後の継続的な誘客へ繋げていくことを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)から、補助事業に伴う収入(この補助金を除く。)を控除した額(千円未満の端数は切り捨てた額とする。)とし、同表の第4欄に定める額を限度とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、県が別途定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等(消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等)であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定の通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

### (承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第5欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

### (実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と、交付決定を受けた年度の3月15日のいずれか早い日

- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の3月15日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。
  - 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
  - 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（雑則）

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、地域づくり推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月23日から施行し、令和5年度事業から適用する。

別表（第3条、第6条関係）

1 補助事業の内容	舞台芸術交流拠点等への誘客促進事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき採択された企画
2 事業実施主体	実施要領に基づき企画が採択された旅行会社
3 補助対象経費	実施要領に基づき採択された企画に係る旅行の催行に要する貸切バス料金（運賃及び料金）、旅行企画造成費、商品PR経費 ※国又は県の他の補助金等との併用は不可とする。 ※委託費については県内事業者が実施したものに限り。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。
4 限度額	1, 000千円
5 重要な変更	(1) 本補助金の増額 (2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

様式第1号（第4条、第7条関係）

\_\_\_\_\_年度 舞台芸術交流拠点等への誘客促進事業補助金 事業計画（報告）書

1 企画名 (旅行商品名)	
2 旅行契約形態 (いずれかを選択)	<input type="checkbox"/> 受注型企画旅行 <input type="checkbox"/> 募集型企画旅行
3 貸切バス事業者	
4 行程  (旅行日ごとに、発着時間、各立ち寄り先ごとの概要についても記載してください。)	
5 想定する利用客	
6 見所 (旅行の見所を記載してください。)	
7 旅行代金及び旅行定員 (日程により異なる場合はそれぞれ記載してください。)	
8 広報計画	
9 事業スケジュール (告知、募集等から事業実施、精算業務までの一連のスケジュールを記載してください。)	
10 安全面の対策内容 (感染対策等)	
11 他の補助金の活用	[ 有 ・ 無 ] ※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。 ※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。
12 消費税の取扱い	[一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者 ・ 特定収入割合が5%を超えている公益法人等 ・ 地方公共団体 ・ 仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者 ]      ※いずれかに○をしてください。

様式第2号 (第4条、第7条関係)

\_\_\_\_年度 舞台芸術交流拠点等への誘客促進事業補助金 収支予算 (決算) 書

収 入

(単位:円)

区 分	本年度予算額 [A]	決算額 [B]	増 減 額 [B-A]	
県補助金				
合 計				

支 出

(単位:円)

区 分	本年度予算額 [A]	決算額 [B]	増 減 額 [B-A]	内 容
貸切バス料金				※積算や内容が分かるように具体的に記載 (別紙対応可)
旅行企画造成費				
広報費				
合 計				

※収支予算書の提出時には、運輸局へ提出した運賃・料金設定届出書の写しを添付すること。

※収支決算書の提出時には、補助対象経費の内訳がわかる証拠書類、事業実施の様子が分かる資料 (ツアーパンフレット、チラシ、写真等) を適宜添付すること。

様

鳥取県知事 ○○ ○○

\_\_\_\_年度舞台芸術交流拠点等への誘客促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で、申請のあった舞台芸術交流拠点等への誘客促進事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象事業の実績額について、舞台芸術交流拠点等への誘客促進事業補助金交付要綱（令和5年6月23日付第202300075563号地域づくり推進部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の厳守

本補助金の收受及び使用、対象事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

申請者 住所  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

\_\_\_\_年度舞台芸術交流拠点等への誘客促進事業補助金仕入控除税額確定報告書

年 月 日 第 号により交付決定のあつた舞台芸術交流拠点等への誘客促進事業補助金(以下「補助金」という。)に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- |                                    |       |
|------------------------------------|-------|
| 1 交付された補助金の額の確定額                   | 金 , 円 |
| 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 , 円 |
| 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額            | 金 , 円 |
| 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）            | 金 , 円 |

5 添付資料

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類（別紙）
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第4号 別紙 (第7条関係)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区 分	課税仕入れ				共通対応分	非課税仕入れ	合計
	課税仕入れ	課税売上 対応分	非課税売上対 応分	共通対応分			
経 費 の 内 訳	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

(2) 課税売上割合 〇〇%

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法